

狭あい道路の拡幅に ご協力ください

敷地後退部分の分筆・測量・登記を市が行います！

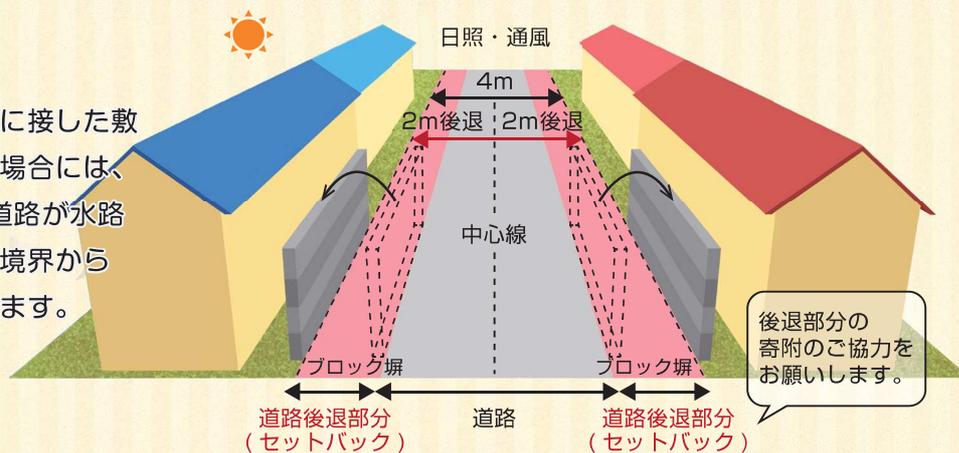
蒲郡市内には、道路幅員が4mに満たない道路「狭あい道路」が多く存在しています。狭あい道路は、日照や通風といった住環境を悪化させ、緊急車両の通行や救助活動等に支障をきたしています。

このため、安全で良好な生活環境の実現を目指して「蒲郡市狭あい道路に係る後退用地等の確保と整備に関する要綱」を定め、事前協議を行い、後退用地の適正な管理や用地取得を進めています。

また、市街化区域において後退用地を寄附する場合には、その際にかかる分筆のための測量や登記を市で行います。皆様のご理解と、ご協力をお願いいたします

後退用地における制限

建築基準法において、狭あい道路に接した敷地に建築物の新築や建て替えを行う場合には、原則として道路の中心線から2m（道路が水路やがけ等に接している場合は、その境界から敷地側に4m）後退する必要があります。後退した用地には、自己の敷地でも建築物・工作物は造れません。



事前協議の手続き

狭あい道路に接した敷地で建築確認申請を提出する場合、または建築等伴わない敷地での後退用地を寄附する場合に、その行為を行う前に「狭あい道路に関する申出書」に必要な書類を添付して建築住宅課へ提出してください。協議には2週間程度必要となります。事前協議以降の流れについては、裏面のとおりです。

後退杭の設置について

後退用地を自己管理する場合は、道路後退の位置を示す後退杭を市から支給しますので、建築主や土地の所有者の方で設置してください。また、設置が完了したときは後退杭等設置完了報告書を提出してください。

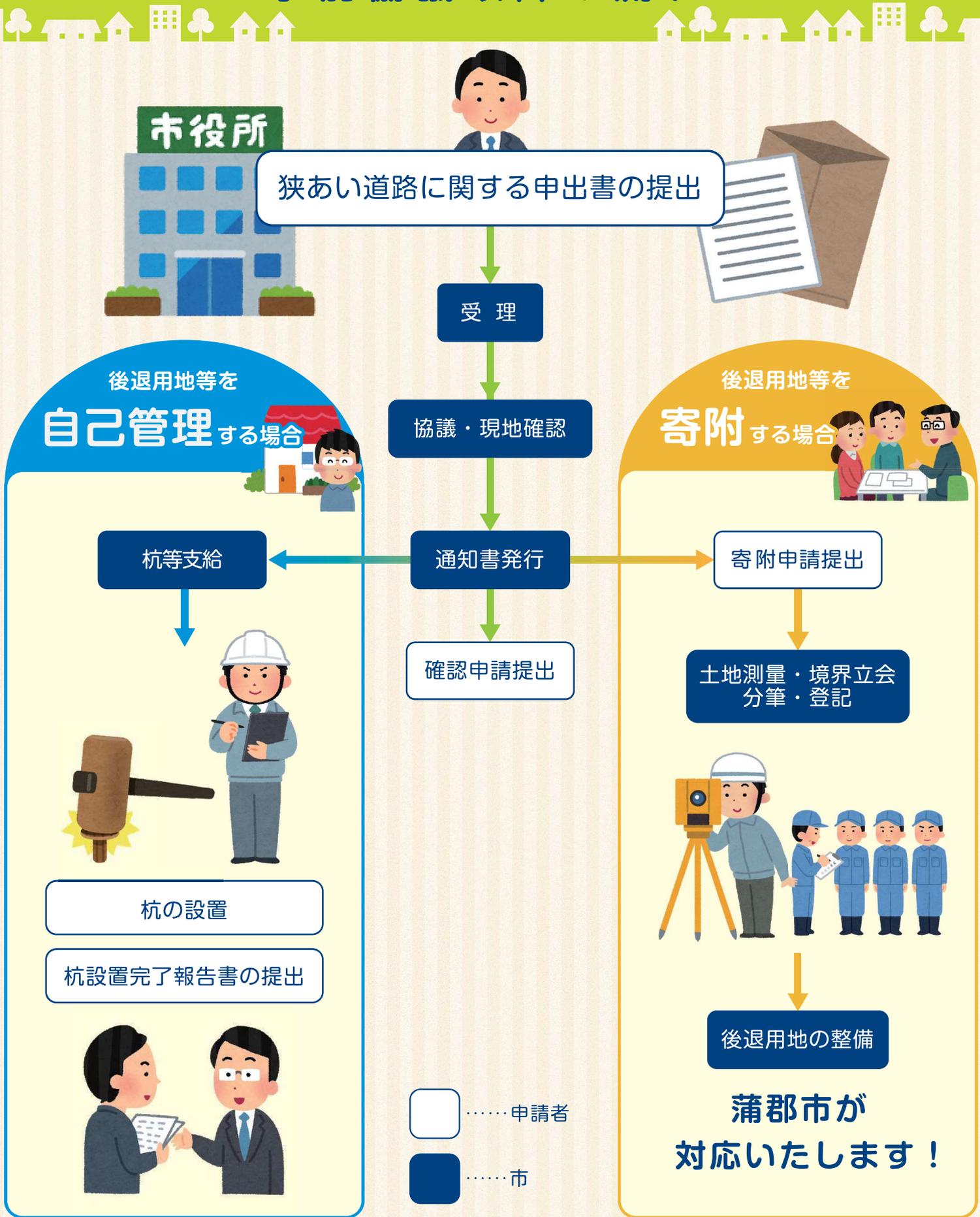
後退用地の寄附について

後退用地については、市に寄附することでその部分の管理を市が行うことができます。

また、寄附を市街化区域内（自己の居住用又は自己の業務用）で行う場合、次のような支援を受けることができます。

- ・寄附に必要な測量、分筆、登記を市が行います。
- ・後退用地の舗装整備を市が行います。

事前協議以降の流れ



お問い合わせ先

蒲郡市役所 建築住宅課
TEL.0533-66-1133
蒲郡市役所 土木管理課
TEL.0533-66-1153

Eメール kenchiku@city.gamagori.lg.jp
ホームページ <http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kenchiku/>
Eメール doboku@city.gamagori.lg.jp

蒲郡市が
対応いたします！